

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

2026 年 4 月 1 日

ポパール興業株式会社

2026年1月21日  
愛知県名古屋市中村区野田町中深30番地  
ポパール興業株式会社  
代表取締役社長 松井 孝敏

## 吸収合併に係る事後開示書面

ポパール興業株式会社(以下、「当社」といいます。)は、2026年1月21日付けで株式会社日新製作所(以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社日新製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本合併が効力を生じた日  
2026年4月1日(会社法施行規則第200条第1号)
2. 吸収合併消滅会社における手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)
  - (1) 株主の差止請求手続の経過(会社法第784条の2)  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過(会社法第785条)  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求手続の経過(会社法第787条)  
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議手続の経過(会社法第789条)  
吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2026年1月22日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。が、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)
  - (1) 株主の差止請求手続の経過(会社法第 796 条の 2)

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併ため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過(会社法第 797 条)

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併のため、該当事項はありません。
  - (3) 債権者の異議手続きの経過(会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、2026 年 1 月 22 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました  
が、申述期限までに異議の申し出はありませんでした。
4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。
5. 吸収合併消滅会社が備えおいた書面に記載された事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。
6. 本合併の変更の登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。
7. その他合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2026 年 1 月 21 日

ポパール興業株式会社

2026年1月21日  
愛知県名古屋市中村区野田町中深30番地  
ポパール興業株式会社  
代表取締役社長 松井 孝敏

大阪市港区波除2丁目9番11号  
株式会社日新製作所  
代表取締役社長 小木曾 良充

### 吸収合併に係る事前開示書面

ポパール興業株式会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）、株式会社日新製作所（以下、「吸収合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、2026年1月21日付合併契約書を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては、会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

#### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1の吸収合併契約書のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項  
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
吸収合併存続会社は、有価証券報告書、中間報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

#### 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

#### 7. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に以上に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

# 別紙 1

## 吸収合併契約書



# 合併契約書

ポパール興業株式会社（以下、「甲」という。）及び株式会社日新製作所（以下、「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。（以下「本合併」という。）

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号：ポパール興業株式会社

住所：名古屋市中村区野田町字中深30番地

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社日新製作所

住所：大阪市港区波除二丁目9番11号

## 第3条（吸収合併消滅会社の株主に対して交付する対価及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、株式の割当てその他一切の対価の交付を行わない。

## 第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併に際して資本金の額及び準備金の額は増加しない。

## 第5条（合併承認）

甲は、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を経ないで本合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認を経ないで本合併を行う。

## 第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙が協議し合意することにより、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本合併の効力発生日の前日までに、甲の取締役会決議及び乙の取締役の決定による本合併契約の承認及び法令に定められた関係官庁の承認や許認可等が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2026年1月21日

（甲）ポパール興業株式会社

代表取締役社長 松井 孝敏



（乙）株式会社日新製作所

代表取締役社長 小木曾 良充



## 別紙 2

### 第 59 期 計算書類

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

株式会社日新製作所

# 貸借対照表

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

## 資 産 の 部

### I 流 動 資 産

現		金		225,972	
当	座	預	金	32,428,977	
売		掛	金	19,376,047	
仕		掛	品	29,231,892	
貯		蔵	品	9,035	
仮		払	金	124,483	
前	払	費	用	889,275	
未	収	還	付	法人税等	1
未	収	還	付	消費税等	3,844,500

流動資産合計

86,130,182

### II 固 定 資 産

#### 1 有 形 固 定 資 産

建		物		52,089,525	
付	属	設	備	2,776,688	
機	械	装	置	2,609,504	
車	両	運	搬	具	128,870
什	器	備	品	345,131	
土			地	135,720,197	

有形固定資産合計

193,669,915

#### 2 無 形 固 定 資 産

電	話	加	入	権	228,728
---	---	---	---	---	---------

無形固定資産合計

228,728

#### 3 投 資 そ の 他 の 資 産

保	証	金		215,520
---	---	---	--	---------

投資その他の資産合計

215,520

固定資産合計

194,114,163

資 産 合 計

280,244,345

## 負 債 の 部

### I 流 動 負 債

支	払	手	形	8,008,737	
買		掛	金	25,196,110	
短	期	借	入	金	20,000,000
未		払	金	765,773	
未	払	法	人	税	70,000
未	払	費	用	1,481,890	

	前	受	金	120,000	
	預	り	金	248,816	
	賞	与	引当金	<u>2,236,000</u>	
			流動負債合計		58,127,326
II	固	定	負債		
	長	期	借入金	30,000,000	
	預	り	保証金	<u>300,000</u>	
			固定負債合計		<u>30,300,000</u>
			負債合計		<u>88,427,326</u>
			純資産の部		
I	株	主	資本		
	1	資	本金	<u>10,000,000</u>	10,000,000
	2	資	本剰余金		
		(1)	その他資本剰余金	<u>1,000,000</u>	
			資本剰余金合計		1,000,000
	3	利	益剰余金		
		(1)	利益準備金	2,500,000	
		(2)	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	<u>178,317,019</u>	
			利益剰余金合計		<u>180,817,019</u>
			株主資本合計		<u>191,817,019</u>
			純資産合計		<u>191,817,019</u>
			負債・純資産合計		<u><u>280,244,345</u></u>

# 損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

I 营 業 收 益			
売 上 高			
売 上 高	93,217,795		
貸 貸 事 業 売 上 高	3,240,000		96,457,795
II 营 業 費 用			
1 売 上 原 価			
貸 貸 事 業 売 上 原 価	1,952,996		
当 期 製 品 製 造 原 価	88,517,842		90,470,838
売 上 総 利 益			5,986,957
2 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
給 料 手 当	8,987,972		
出 向 者 負 担 金	△4,567,432		
退 職 共 済 掛 金	144,000		
法 定 福 利 費	806,883		
福 利 厚 生 費	96,466		
旅 費 交 通 費	1,839		
接 待 交 際 費	38,750		
通 信 費	130,815		
租 税 公 課 費	236,418		
消 耗 品 費	3,542		
事 務 用 品 費	131,628		
保 險 料	229,760		
支 払 手 数 料	3,727,783		
減 価 償 却 費	1,469,530		
諸 会 費	209,850		
通 勤 手 当	166,584		
賞 与 繰 入 額	1,211,000		
残 業 手 当	1,923		
リ ー ス 料	240,800		
雑 費	289,614		13,557,725
营 業 損 失			7,570,768
III 营 業 外 收 益			
受 取 利 息	8		
受 取 貸 貸 料	600,000		
雑 収 入	892,779		1,492,787
IV 营 業 外 費 用			
支 払 利 息	180,638		180,638
経 常 損 失			6,258,619

V 特	別	利	益		
		固	定	資	產
		壳	却	益	
					<u>291,536</u>
					291,536
VI 特	別	損	失		
		固	定	資	產
		除	却	損	
					<u>3</u>
					3
		税	引	前	当
		期	純	損	失
					5,967,086
		法	人	税	、
		住	民	税	及
		事	業	税	
					70,000
		法	人	税	等
		調	整	額	
					<u>1,887,840</u>
		当	期	純	損
		失			<u>7,924,926</u>

# 製造原価報告書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

I 材	料	費			
	材	料	仕	入	
				79,831,511	79,831,511
II 労	務	費			
	賃	金	手	当	10,476,000
	残	業	手	当	1,232,738
	通	勤	手	当	448,804
	退	職	共	濟	192,000
	賞	与	繰	入	3,164,000
	法	定	福	利	2,551,029
	福	利	厚	生	117,769
				117,769	18,182,340
III 製	造	経	費		
	燃	料	費	229,200	
	修	繕	費	149,630	
	租	税	公	課	1,201,851
	地	代	家	賃	677,460
	保	險		料	407,145
	消	耗	品	費	315,117
	旅	費	交	通	867,091
	通		信	費	119,923
	減	価	償	却	1,394,500
	水	道	光	熱	867,167
	支	払	手	数	2,446,819
	教	育	研	修	32,500
	交		際	費	57,701
	雑			費	7,200
				7,200	8,773,304
		当	期	総	106,787,155
		期	首	仕	10,962,579
		合		計	117,749,734
		期	末	仕	29,231,892
		当	期	製	88,517,842
		品	製	造	
		原	価		

# 株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

## 株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>10,000,000</u>
資本剰余金			
他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		<u>1,000,000</u>
資本剰余金合計	当期首残高		1,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>1,000,000</u>
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>2,500,000</u>
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		186,241,945
	当期変動額	当期純損失	<u>7,924,926</u>
	当期末残高		<u>178,317,019</u>
利益剰余金合計	当期首残高		188,741,945
	当期変動額		<u>Δ7,924,926</u>
	当期末残高		<u>180,817,019</u>
株主資本合計	当期首残高		199,741,945
	当期変動額		<u>Δ7,924,926</u>
	当期末残高		<u>191,817,019</u>
純資産合計	当期首残高		199,741,945
	当期変動額		<u>Δ7,924,926</u>
	当期末残高		<u>191,817,019</u>